

新型コロナウイルス感染症対策 お問い合わせ先一覧

新型コロナウイルス感染症対策で利用できる助成、融資、相談先等の一覧です。詳細は各機関にお問い合わせください。

	名称	内容	問い合わせ先	受付時間	
助成	支援金	生活支援臨時給付金(仮称)	休業などにより収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時の支援として、生活支援臨時給付金(仮称)(一世帯30万円)が実施されます。※	生活支援臨時給付金コールセンター(総務省) ☎ 03-5638-5855	平日 9:00 ~ 18:30
	助成金	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(労働者を雇用する事業主の方向け)	小学校等が臨時休業した場合等に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成	学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金 / 個人向け緊急小口資金相談コールセンター ☎ 0120-60-3999	毎日 9:00 ~ 21:00
	支援金	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	小学校等が臨時休業した場合等に、子どもの世話のために契約した仕事ができなくなった時の支援金		
	助成金	雇用調整助成金の追加特例	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当・賃金等に要した費用を助成		
事業者・労働者	相談	特別労働相談窓口	休業問題、国の助成制度等、企業や労働者からの労働問題についての相談	愛知労働局 ☎ 052-972-0266	平日 9:30 ~ 17:00
	相談	新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル	各種金融機関の窓口に係るお問合せや金融機関等とのお取引に係るご相談	金融庁東海財務局 ☎ 052-687-1887	平日 9:00 ~ 16:00
	相談		各種金融機関の窓口に係るお問合せや金融機関等とのお取引に係るご相談	金融庁 ☎ 0120-156811	平日 10:00 ~ 17:00
	相談	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口	中小企業・小規模事業者を対象にした経営上の相談	中部経済産業局 中小企業課 ☎ 052-951-2748	平日 9:00 ~ 17:00
融資(事業資金)	融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付(国民生活事業、中小企業事業)	業績・売上悪化をきたしている事業者を対象にした融資	日本政策金融公庫 ☎ 0120-154-505 (事業資金相談ダイヤル)	平日 9:00 ~ 17:00
	融資	新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金(経済環境適応資金融資制度)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への資金繰りを支援(愛知県融資制度)	愛知県中小企業金融課 ☎ 052-954-6333	平日 8:45 ~ 17:30
融資(生活費)	融資	生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金)特例貸付	休業による緊急かつ一時的な生活費の少額貸付や失業された方への必要な生活費の貸付	長久手市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎ 62-4700	火~日 9:00 ~ 16:00 5月4日(月)は開館、7日(木)は休館
信託	保証	中小・小規模企業向け支援(セーフティネット保証制度・危機関連保証制度)	経営の安定に支障をきたしている中小企業者への信用保証制度	長久手市たつせがある課 ☎ 56-0641	平日 8:30 ~ 17:15
保険料等	相談	国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)等の徴収	保険料の支払いができない場合の相談	国民年金 ☎ 56-0618(保険医療課国保年金係) 後期高齢者医療 ☎ 56-0617(保険医療課医療係) 介護保険 ☎ 56-0613(長寿課介護保険係)	平日 8:30 ~ 17:15
	相談	市税の納税	納期限までに納付できない場合のご相談	長久手市収納課 ☎ 56-0610	平日 8:30 ~ 17:15
納税	相談	国税の納税相談	国税が一時的に納付できない場合の納税の猶予等	昭和税務署 ☎ 052-881-8171	平日 8:30 ~ 17:00

※市に申請することになります。申請の方法や開始時期等は未定です。総務省から事業の詳細が示され、具体的な内容が決定次第、市HPや広報紙などに掲載します。